

資料 2

《令和元年第 4 回ふじみ野市議会定例会提出議案提案説明要旨》

【令和元年 1 1 月 2 9 日開会】

| 議案番号 | 件 名 | 提案説明要旨 |
|----------|--|---|
| 報告第 25 号 | 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて) | <p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市市沢●●●地先において、相手方が運転していた乗用車がなんぼの道に隣接する市道を通行していた際に、なんぼの道に植栽されているサクラの枝が車両の上に落下し、車体を破損した。</p> <p>(2) 事故発生日 令和元年 9 月 7 日</p> <p>(3) 損害賠償額 372,189 円</p> |
| 第 80 号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 5 号）） | <p>1 専決処分理由 台風第 19 号による被災者の支援及び被災施設の復旧費用について、早急に予算措置するため編成した令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 395 億 5,996 万円 補正予算額 4,864 万 8 千円 補正後の予算総額 396 億 860 万 8 千円</p> |
| 第 81 号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年 | <p>1 専決処分理由 台風第 19 号により、「準半壊」以上の被</p> |

資料 2

| | | |
|---------------|--|---|
| | <p>度ふじみ野市一般会計補正予算（第6号）</p> | <p>害認定を受けた住宅の応急修理を行うための費用について、早急に予算措置するため編成した令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第6号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 396億 860万8千円 補正予算額 2,010万円 補正後の予算総額 396億2,870万8千円</p> |
| <p>第82号議案</p> | <p>専決処分の承認を求める事について（災害見舞金支給条例の一部を改正する条例）</p> | <p>1 専決処分理由</p> <p>現行の災害見舞金支給条例の規定では、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、災害見舞金の支給ができない規定となっているため、台風19号で床上浸水の被災者に対し、できる限り早急な災害見舞金の支給をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>主な改正点は、第3条の「天災その他非常災害により災害救助法（昭和22年法律118号）の適用を受けたとき」の表記を削除する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>交付の日から施行し、令和元年10月12日から適用</p> |
| <p>第83号議案</p> | <p>令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第7号）</p> | <p>1 補正理由</p> <p>本補正予算は、歳入については、決定行為等が行われているもの、歳出については、制度改正及び事情変更により緊急やむを得ないものなどについて編成したものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 396億2,870万8千円</p> |

資料 2

| | | |
|--------|-------------------------------|---|
| | | <p>補正予算額 8,476万7千円</p> <p>補正後の予算総額 397億1,347万5千円</p> |
| 第84号議案 | 令和元年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算(第2号) | <p>1 総括</p> <p>介護保険窓口等業務委託について、平成29年度から平成31年度(令和元年度)の3か年の現行契約が今年度末で満了となることに伴い、令和元年度から令和4年度の債務負担行為を設定するものです。</p> <p>2 債務負担行為限度額</p> <p>5,016万円</p> |
| 第85号議案 | ふじみ野市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例 | <p>1 制定理由</p> <p>生産緑地法の改正に伴い、生産緑地地区の規模に関する条件を政令で定める基準に従い条例で定めることができることとされたため、条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300平方メートル以上の規模の区域とする。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> |
| 第86号議案 | ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由</p> <p>土地閲覧台帳及び家屋閲覧台帳の閲覧を廃止するため及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、複数の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料を規定するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 土地閲覧台帳及び家屋閲覧台帳の閲覧に係る手数料を廃止する。</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料について、1件を1の建築物に改める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>(1) 令和2年4月1日</p> |

資料 2

| | | (2) 公布の日 |
|----------|---------------------------------|--|
| 第 87 号議案 | ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改正理由 市独自で個人番号を利用し、又は情報連携できる事務を追加するため、条例を改正するものです。 2 改正内容 新たに「ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱による外出のための支援に関する事務であって規則で定めるもの」等を追加する。 3 施行年月日 公布の日 |
| 第 88 号議案 | ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改正理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例を改正するものです。 2 改正内容 一般職の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い、該当箇所を引用する条文の改定を行う。 3 施行年月日 公布の日 |
| 第 89 号議案 | ふじみ野市立サービスセンターホール条例の一部を改正する条例 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改正理由 各施設の減免制度の統一を図るため、条例を改正するものです。 2 条例の改正内容 公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めた場合に使用料を免除することができる旨の規定を加える。 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 第 90 号議案 | ふじみ野市立ゆめぼると条例の一部を改正する条例 | <ol style="list-style-type: none"> 1 改正理由 各施設の減免制度の統一を図るため、条例を改正するものです。 |

資料 2

| | | |
|----------|-----------------------------|---|
| | | <p>2 改正内容 公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めた場合に使用料を免除することができる旨の規定を加える。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 91 号議案 | ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 各施設の減免制度の統一を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 条文中の利用料金の減額及び免除条件についての記述を、「公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたとき」に改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 92 号議案 | ふじみ野市立市民交流プラザ条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 各施設の減免制度の統一を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 条文中の利用料金の免除条件についての記述を、「公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたとき」に改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 93 号議案 | ふじみ野市立コスモスホール条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 各施設の減免制度の統一を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 条文中の利用料金の免除条件についての記述を、「公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたとき」に改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 94 号議案 | ふじみ野市立旭ふれあいセンター条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 各施設の減免制度の統一を図るため、条例を改正するものです。</p> |

資料 2

| | | |
|----------|------------------------------|---|
| | | <p>2 改正内容 条文中の利用料金の免除条件についての記述を、「公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたとき」に改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 95 号議案 | ふじみ野市立勤労福祉センター条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 使用料の免除規定を整備し、及び受益者負担の適正化を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 勤労福祉センターホールの使用区分及び時間区分ごとの使用料等を改正する。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 96 号議案 | ふじみ野市立産業文化センター条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 各施設の減免制度の統一を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めた場合に使用料を免除することができる旨の規定を加える。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 97 号議案 | ふじみ野市地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 障害福祉施策を効果的に推進するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 部会の構成員を協議会委員及び市長が必要と認めた者から指名する方法に改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p> |
| 第 98 号議案 | ふじみ野市立大井総合福祉センター条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 各施設の減免制度の統一を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> |

資料 2

| | | |
|-----------|-----------------------|--|
| | | <p>条文中の利用料金の減額及び免除条件についての記述を、「公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたとき」に改めるとともに、利用者区分に応じた料金設定とする。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 99 号議案 | ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 集会室等を市民の利用に供するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 今まで施行規則で位置づけられていた集会室等（上福岡図書館の集会室 1、集会室 2、視聴覚室、展示ホール及び大井図書館の会議室、研修室）を条例で位置づける。 大井図書館の会議室、研修室を一般貸出ができるように改正する。 また、集会室等の使用料を設定し、併せて、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めた場合に使用料を免除することができる旨の規定等を加える。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| 第 100 号議案 | ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例 | <p>1 改正理由 使用料の免除規定を整備し、及び受益者負担の適正化を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 公民館の区分ごとの使用料等を改正し、条文中の利用料金の減額及び免除条件についての記述を、「公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたとき」に改める。 また、大井中央公民館分館の使用料を条例で規定し、市内の町会、自治会及び町内会が大井中央公民館分館及び上福岡西公民館分室を使用する場合の使用料を無料とする。</p> |

資料 2

| | | |
|-----------|---|--|
| | | 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 第 101 号議案 | ふじみ野市立駒西小学校 校舎大規模改造工事請負 変更契約の締結について | 1 提案理由 工事内容の変更により、ふじみ野市立駒西小学校校舎大規模改造工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。 2 契約金額 変更前 731,332,800 円 変更後 740,044,800 円 変更増額 8,712,000 円 3 契約期間 平成 30 年 6 月 15 日から 令和 2 年 2 月 15 日まで 4 契約の相手方 和光・市川特定建設工事共同企業体 |
| 第 102 号議案 | ふじみ野市道路線の認定 について | 1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地の帰属を受けたため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。 2 認定する市道路線 市道 C-293 号線 3 市道路線の位置 ふじみ野市駒西二丁目地内 4 幅員及び延長 4.20～7.37m / 34.50m 5 供用開始年月 令和元年 12 月下旬（予定） |
| 第 103 号議案 | ふじみ野市道路線の認定 について | 1 提案理由 道路の用に供する土地の寄附採納を受けたため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。 2 認定する市道路線 市道 G-181 号線 |

資料 2

| | | |
|---------|---|--|
| | | <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市亀久保地内</p> <p>4 幅員及び延長 7.05m～11.23m / 255.72m</p> <p>5 供用開始年月 令和元年12月下旬(予定)</p> |
| 第104号議案 | 農業委員会委員の任命について | <p>1 提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、欠員を補充するため農業委員会委員を任命したいので、議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 浅海 伊佐男氏</p> <p>3 任期 公布の日から令和4年3月31日まで</p> |
| 第105号議案 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | <p>1 提案理由 人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第9条の規定により人権擁護委員の任期は、3年となっており、平成29年4月1日に委嘱された三澤広江氏の任期が、令和2年3月31日をもって満了となるため、同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので市議会に意見を求めるものです。 なお、ふじみ野市の委員数は、7人となっており、法務大臣から委嘱されています。三澤広江氏は、今回で2期目となります。</p> <p>2 候補者名 三澤広江氏</p> <p>3 任期 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで</p> |
| 第106号議案 | ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設及びふじみ野市立旭ふれあいセンターの指定管理者の指定について | <p>1 提案理由 ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設及び旭ふれあいセンターの指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了となることに伴い、再度指定管理者の指定を行いたい</p> |

資料 2

| | | |
|-----------|-------------------------------|---|
| | | <p>ので、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 公益社団法人入間東部シルバー人材センター</p> <p>3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 107 号議案 | ふじみ野市立スポーツセンター等の指定管理者の指定について | <p>1 提案理由 ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等の指定管理者の指定期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、再度指定管理者の指定を行いたいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 アイル・オーエンスグループ</p> <p>3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 108 号議案 | ふじみ野市立大井総合福祉センターの指定管理者の指定について | <p>1 提案理由 ふじみ野市立大井総合福祉センターの指定管理者の指定期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、再度指定管理者の指定を行いたいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 日本環境クリアー株式会社埼玉西営業所</p> <p>3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> |
| 第 109 号議案 | ふじみ野市立図書館の指定管理者の指定について | <p>1 提案理由 ふじみ野市立上福岡図書館の指定管理者の指定期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、再度指定管理者の指定を行いたく、また、ふじみ野市立大井図書館の指定管理者を新たに指定したいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称</p> |

資料 2

| | | |
|--|--|---|
| | | FUJIMINO TRC GROUP 3 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日 まで |
|--|--|---|